

「平成31～35年度緊急時モニタリングシステム設計開発及び運用保守業務」に係る質問及び意見に対する回答一覧

※予算の確保状況等の理由により、回答に示す要件の追加、変更又は削除の方針が変更となる場合があります。

No.	対象資料	対象頁	タイトル等	記載内容	種類	質問・意見	理由	回答
1	調達仕様書(案)	23	第5-2 作業要員に求める資格等 a)設計・開発時の要員に求める資格	-	質問	プロジェクト管理者と情報セキュリティ統括者について、必要な資格要件を満たしていれば、兼務は可能となりますでしょうか。	要件を明確にするため。	兼務可能です。
2	調達仕様書(案)	14	第3-1 作業の内容 d)プロジェクト管理	-	質問	プロジェクト管理支援者との係わりについて記載がありませんが、プロジェクト管理支援事業者は設計・開発支援だけでなく、本章のプロジェクト管理を受注者と連携のうえ、支援する役割を担うと考えてよろしいでしょうか。	作業範囲・要件を明確にするため。	そのとおりです。
3	要件定義書(案)	45	第3-13 移行に関する要件表33	現行のシステムへの受信データリダイレクト機能	質問	移行の際に必要な現行システムへの受信データリダイレクト機能について、現行システム側で正常にデータ受信できていることの確認は現行システム納入メーカーでの対応となりますでしょうか。 また、その場合、現行システム納入メーカー側での確認作業は本調達の範囲外との認識でよろしいでしょうか。	作業範囲・要件を明確にするため。	現行システム側でのデータ受信確認は、現行システム側での対応となります。 本調達における受注者は、現行システム側がテスト等実施するために必要な協力を実施することとなります。
4	要件定義書(案)	57	第4-1 成果物の取扱いに関する事項 b)瑕疵担保責任	-	質問	調達仕様書には以下の記載がありますが、本章にはありません。調達仕様書の通りと考えてよろしいでしょうか？ 「前項の瑕疵担保期間経過後であっても、成果物等の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本業務について検収が行われた日を起算日として10年間はその責任を負うものとする。」	要件を明確にするため。	調達仕様書のとおりです。 なお、要件定義書の「第4 その他事項」については削除することとします。
5	要件定義書(案)	4	4 規模・時間 a) 緊急時モニタリング業務表7	発災時 会議の参集及び開催 5回	質問	会議の参集及び開催回数「5回」は1日当たり5回の認識でよいでしょうか。	要件の明確化のため	ご質問文中のとおり5回/日です。

No.	対象資料	対象頁	タイトル等	記載内容	種類	質問・意見	理由	回答
6	要件定義書(案)	5,6	5 業務実施場所 a) 緊急時モニタリング業務表9	女川暫定オフサイトセンター、愛媛県オフサイトセンター	質問	表に記載されている住所は正しいでしょうか。	要件の明確化のため	誤りがありましたので以下に訂正いたします。 ■女川暫定オフサイトセンター 宮城県仙台市宮城野区安養寺3丁目15番地18 ■愛媛県オフサイトセンター 愛媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3
7	要件定義書(案)	16,37	第3-2 b) 図1 本システム全体構成イメージ 第3-11 d) (イ) 表29 ネットワーク要件 No.7	運用監視拠点(システム運用保守業者)	質問	要件定義書では、運用監視拠点までのネットワークは調達範囲と記述されていますが、調達仕様書のP.12 (ウ)運用環境の準備では「受注者は、システムの運用を行うための運用環境(運用端末、作業場所、ネットワーク...)等について、必要性がある場合は受注者側の負担において準備すること」とあり、ネットワーク費用は調達範囲外(受注者負担)と読み取れます。運用監視拠点からメイン及びバックアップサイトまでの回線費用は本調達範囲内との認識でよろしいでしょうか？	要件定義書と調達仕様書の整合性確認のため。	運用監視拠点からメイン及びバックアップサイトまでの回線費用は本調達範囲内となります。なお、「必要性がある場合は」という文面は、必ずしも作業場所が受注者の遠隔拠点である必要はないことから記載しております。(例: データセンタに常駐する等)。
8	要件定義書(案)	22	第3-5b) 完全性要件	・「別紙6-1 外部インターフェース一覧」に記載された各種サーバとのデータ送受信においては、データ送受信処理におけるデータ未達・遅延・欠測を検知し、再送処理をおこなうための対策を講じること。	質問	別紙6-1に記載されている外部システムの中で、本システムに対してデータ送信を行う外部システムには再送処理を行う機能が実装されているのでしょうか？再送処理を備えていない外部システムからの再送処理についても何らかの対策を講じる必要があるのでしょうか？	外部システムとの連携処理について、本システム側で開発する機能の仕様を明確化するため。	当該文書については、以下に変更することとします。 ・「別紙6-1 外部インターフェース一覧」に記載された連携先の各種サーバとのデータ送受信においては、送受信に係る不具合の検知、原因究明及び必要な対応を実施(他システム側への依頼を含む)するための対策を実施すること。
9	要件定義書(案)	31	第3-11a) 提供するシステム環境	No.2開発環境	質問	要件定義書では、開発環境は納品対象となっておりますが、調達仕様書のP.8 (ウ)開発環境の準備では「受注者は、本システムの開発を行うための開発用環境(開発用機器、開発用ツールなど)について、受注者の負担において準備すること」とあり、調達範囲外(受注者負担)と読み取れます。開発環境は本調達範囲内という認識でよろしいでしょうか？	要件定義書と調達仕様書の整合性確認のため。	開発環境は調達範囲内となります。

No.	対象資料	対象頁	タイトル等	記載内容	種類	質問・意見	理由	回答
10	要件定義書(案)	35	11 情報システム稼働環境に関する要件 d) ネットワーク構成 イ) ネットワーク要件		質問	ラミセスVPN(バックアップ回線含む)、全国モニタリングポストNW(バックアップ回線含む)、統合原子力防災NW(本システム接続用)は、既存業者が契約/運用しているネットワーク回線網を利用すると理解しています。利用する回線(キャリア)に制限はありますか。また既存業者が契約しているネットワーク回線網に、アクセス回線だけ用意して接続が可能でしょうか。	回線の見積りのため。	利用する回線(キャリア)に制限が発生しますので、当該情報を「別紙6-1インターフェース一覧」に追記いたします。アクセス回線の用意には、ONU等のキャリアからのレンタル機器等も含まれます。また、現在契約しており引き継がなければならない有料オプションサービスは存在しません。
11	要件定義書(案)	41	第3-11 情報システム稼働環境に関する要件 e) 端末要件 (イ) 一般国民所有端末	一般国民がそれぞれ所有する端末からの公表機能利用においては、PC、スマートフォン(タブレット含む)及び携帯電話(非スマートフォン)からの閲覧とする。	質問	試験工程において、貴庁と合意したスマートフォン/タブレット/携帯電話の各機種で正常動作を確認した後、運用開始後に他の機種で表示不具合が確認された場合は、作業期間/費用等を協議の上、対応を検討するという理解で良いでしょうか？	要件を明確化したいため。	そのとおりです。
12	別紙2-1 機能一覧	2	F-0210-02	地図表示(公開向け)GIS機能	質問	「地図表示(専門向け)GIS機能」の誤りでしょうか？	別紙3-4記載の画面ID「S-0210」に「専門向け」の記載があるため。	そのとおりです。修正いたします。
13	要件定義書(案) 別紙3-2画面イメージ	85	画面ID S-2120 地図表示(線量率)画面(公開向け)	画面概要	意見	以前放射線モニタリングサイトでは可搬型モニタリングポストの情報にのみ「感雨」がありましたが、現在は表示されていません。画面上の表示は不要でしょうか。	要件の明確化のため	現時点では「感雨」の表示は不要(現行踏襲)の予定です。
14	別紙3-3 画面遷移(一般公開向け)	2	施設選択画面(公開向け)(S-2010)	—	質問	施設選択画面について、画面ID「S-2010(PC)」、「S-3010(スマートフォン)」の2画面で定義されていますが、実際は他の公開向け画面(例えば他部表示画面:画面ID「S-2110/S-2310/S-3110/S-3310」)のように英語画面が存在する理解で良いでしょうか？	要件を明確化したいため。	そのとおりです。施設選択画面(英語用画面)を2画面(S-2010とS-3010に対応した画面)を一覧として用意します。
15	別紙2-1 機能一覧 F-0260-01	3	【機能ID】F-0260-01 【機能名】GIS機能	・オブジェクト情報(避難場所情報など)を地図上に設定/編集する。	質問	避難場所情報などの地図データは、調達範囲として考えて宜しいでしょうか。もしくは、規制庁殿から提供されるものでしょうか。	初期費用が発生する為。	誤記です。「避難場所情報など」の箇所は削除します。
16	要件定義書(案)	52	第16-d)データ作成及び設定業務	表37定期的に更新するデータ	質問	類似の質問になりますが、避難場所情報などの情報は定期的に更新する必要がありますか。	運用時に更新費用が発生する為	No15と同じく誤記です。

No.	対象資料	対象頁	タイトル等	記載内容	種類	質問・意見	理由	回答
17	要件定義書(案)	34,36	ネットワーク構成	ラミセスVPNについて	意見	現行のラミセスVPNを利用して構築するものですが、現行のネットワーク構成が不明であるため、現行のネットワーク構成を記載していただきたい。	ネットワーク設計上の制約事項等が不明確であり、要件を明確化するため。	別紙6-1 外部インターフェース一覧に、契約中の品目(L3noIP-VPN)を追記しました。当該アクセス回線を敷設のうえ、指定するIPアドレスよりFTPでファイル受領する形となり、ご懸念されているようなNW設計上の誓約事項の想定はございません。
18	別紙6-1 外部インターフェース一覧	1	IF-07 モニタリングポスト測定情報送信1	伝送方法「SQLコマンドにて道府県ラミセスサーバのDBを編集」	意見	道府県ラミセスサーバのデータベースソフト名や送信相手数が不明のため、その詳細を記載していただきたい。	データベースによりSQLコマンドが異なり、複数のデータベースソフトが混在することも想定される。要件を明確化するため。	SQLコマンドを送信する相手数は、20道府県36サーバになります。DBソフトは全サーバ統一で特殊なコマンドは存在しません。(ソフト名の追記は検討します)
19	別紙3-2 画面出力イメージ	11	【画面ID】S-0220 【画面名】地図表示設定画面	画面概要 1. 地図表示画面の表示に係る設定画面。設定は自端末のみであり、初期設定値へもどすことも可能。	意見	端末毎の設定ではなく、管理者による一括設定・解除が好ましいと考えています。	・ERCとEMCの間で見ている表示が異なる為。 ・1台の端末を不特定多数の利用者が使用する為、表示項目が変更されている事を知らずに使用してしまう可能性がある為。	表示内容は、監視、分析、説明などの利用者の目的や、その内容(対象の範囲が広い場合や狭い場合)などによって異なる設定が求められると想定し、端末ごとの設定機能としました。多数の利用者に対する課題は初期値に戻す機能で対応します。
20	別紙3-2 画面出力イメージ	12	【画面ID】S-0221 【画面名】地図表示閾値設定画面	画面イメージの設定内容	意見	端末毎の設定ではなく、管理者設定による、同一表示が好ましいと考えています。	端末毎に閾値が異なる表示になる為、ERCとEMCの間で表示される画面が異なる為。	表示内容は、監視、分析、説明などの利用者の目的や、その内容(注目する線量のレベルの高低)などによって異なる設定が求められると想定し、端末ごとの設定としました。多数の利用者に対する課題は初期値に戻す機能で対応します。
21	別紙3-2 画面出力イメージ	32	【画面ID】S-0520 【画面名】総括表出力画面	イメージ画面中の「自動出力開始」ボタン	質問	プリンタへの印刷は、利用者側の操作でおこなって頂くことは可能でしょうか。	端末側にエージェントファイルのインストールなどが必要と思われる為。	統合原子力防災NW端末を利用することに対する制限を危惧されての質問と理解しました。端末含め機能について検討の上、要件に反映します。

No.	対象資料	対象頁	タイトル等	記載内容	種類	質問・意見	理由	回答
22	別紙4-1 帳票一覧	1	【帳票ID】C-01	—	意見	帳票は1種類でしょうか。以下の帳票も必要と考えます。 ・総括表(大気モニタ) ・総括表(モニタリングポスト(日時))	実際の防災訓練の運用で利用している為。	・総括表(大気モニタ) ・総括表(モニタリングポスト(日時)) の2帳票及び各印刷画面を要件として追加する方向で、要件を検討します。
23	調達仕様書(案)	28	第8-1 c)受注実績	—	意見	本システムは、緊急時対応に係る重要システムであり、放射線モニタリングについての経験・知見を十分に持っていることが必須と考えますので、実績要件として、「放射線モニタリングに関連するシステム構築の実績」を追加し、会社としての能力を確認するのが宜しいのではないかと考えます。	品質担保のため。	「放射線モニタリング」に限定するかどうかは断言できませんが、実績要件への追加を検討します。
24	調達仕様書(案)	8	第3 1 a) (カ)① データ移行	データ移行	質問	移行データは、規制庁様又は現行システム納入メーカー側より提供いただけるものと考えて宜しいでしょうか。 また、過去の観測データの移行は不要でしょうか。	要件を明確にするため。	移行データは、原子力規制庁、もしくは現行システム納入メーカーの作成となります。 過去データは移行不要です。
25	要件定義書(案)	47	13 (b) 移行対象データ					
26	調達仕様書(案)	16	第3 2 a) 成果物	脆弱性検査結果報告書	質問	脆弱性検査の実施要領について、規定がありましたらご教示下さい。	要件を明確にするため。	以下のとおり要件を具体化することを検討します。 ・脆弱性診断は、受注者自身とは異なる第三者機関に実施を委託すること。 ・第三者機関が実施した脆弱性診断結果を納品すること。 なお、脆弱性検査の範囲と実施レベルについても詳細を追記する方向で検討します。
27	要件定義書(案)	8	第2 1 a) 基本方針	一般向け画面	質問	一般向け画面について、基本方針では、PC用画面+携帯用画面とあり、画面設計方針では、PC用画面+スマホ用画面+携帯用画面とありますが、スマホ用の画面は必要となるでしょうか。	要件を明確にするため。	スマホ用の画面は必要となります。 基本方針を「PC用画面+スマホ用画面+携帯用画面」とわかるように修正いたします。
28		10	第2 1 e) 画面設計方針					

No.	対象資料	対象頁	タイトル等	記載内容	種類	質問・意見	理由	回答
29	要件定義書(案)	8	第2 1 b) システム設計開発にあたり留意すべき事項	現行システムの機能	質問	現行の緊急時モニタリングシステムが有する機能を踏襲及び改善することを基本方針とするとありますが、現行システムの機能は、本仕様書の機能・画面及び出力・帳票・外部インターフェースの要件により、網羅されるものと考えて宜しいでしょうか。	要件を明確にするため。	基本的には網羅しているご認識ください。万一、まったく言及のない機能を追加することになる場合は、その内容や対応稼働等により原子力規制庁と協議となります。
30	要件定義書(案)	12	第2 5 (ア) 背景地図画像	標準地図(英語表記)	質問	背景地図は、ズームレベル5～18に対応した背景地図を用意することとありますが、英語表記地図も、同じズームレベルの範囲のものが必要となるでしょうか。	要件を明確にするため。	そのとおりです。
31	要件定義書(案)	32	第3 11 b) (イ) ハードウェア一覧	拠点用地図データ配信サーバ	質問	拠点用地図データ配信サーバは、オンプレミスにて設置とありますが、国民公表サイト向けの地図についても、オンプレミスで対応する必要があるでしょうか。インターネット上の地図提供サービスから取得する方式では不可でしょうか。	要件を明確にするため。	国民公表サイト向けの地図データについても、インターネット上からのAPI連携取得等ではなくサーバ内への保存を基本としてください。
32	要件定義書(案)	23	第3 6 b) 機能の拡張性	機能の拡張性	質問	機能の追加及び変更等に対応できる仕様及び設計とすることとありますが、大きな改修を必要とせずに追加・変更に対応できる設計とすることとの認識で宜しいでしょうか。追加・変更にかかる費用は別途と考えて宜しいでしょうか。	要件を明確にするため。	記載頂いた通りの認識で問題ありません。
33	その他			メール機能	意見	OIL超過時に、アラート表示する機能の記載はありますが、職員にメール通報する機能は必要にはならないでしょうか。	要件を明確にするため。	F-9040-01(緊モニ業務MP監視(メール送信))により送信します。
34	別紙3-2画面出力イメージ	85	S-2120 地図表示(線量率)画面(公開向け)	印刷(ボタン)	質問	国民向け公表サイトの画面に「印刷」ボタンがありますが、出力形式(PDFファイル、Excelファイル等)に指定がありますか？	要件の明確化のため	出力は、ブラウザの印刷機能による印刷とします。(画面要件上に明記します)
35	要件定義書(案)	18	第3-3 規模に関する要件 a)機器数及び設置場所	No.13 緊急時モニタリング業務実施用端末	質問	官邸、ERC、OFC/ERC(全国23拠点)の端末に、システム起動用アイコンの配布等の現地セッティング作業が必要になりますか？	要件の明確化のため(更新回数により費用に違いがでるため)	現地セッティングに関する作業等は不要です。

No.	対象資料	対象頁	タイトル等	記載内容	種類	質問・意見	理由	回答
36	要件定義書(案)	43	第3-12 テストに関する要件 a)テスト要件 表32 テスト一覧	No.3 総合テスト 実施場所 「東京都内を予定」	質問	総合テストでは、拠点用地図データ配信サーバ及び緊急時モニタリング業務実施端末のテストのために、全国23拠点(OFC兼ERC)現地もテストの実施場所に含まれるのではないのでしょうか？	要件の明確化のため(実施場所により金額に違いが出るため)	拠点用地図データ配信サーバの設置及びこれにかかわる単体・結合テスト以外のテスト(総合テスト・受入テスト)については、六本木ERCで実施することとし、各拠点での確認は、原子力規制庁にて実施することを基本とします。なお、技術提案書において、拠点での規制庁によるテスト実施を援助(現地・遠隔)する具体的提案があれば、加点とする予定です。
37	要件定義書(案)	43	第3-12 テストに関する要件 a)テスト要件 表32 テスト一覧	No.3 総合テスト 目的内容 「脆弱性検査を含めること」	意見	脆弱性検査ですが、外部からの攻撃が考えられるサーバ(DMZ内のサーバ)のみを対象とし、それ以外のイントラ向けサーバは対象外とすることを提案します。	コスト削減になるため	No26の回答を参照ください。
38	要件定義書(案)	43	第3-12 テストに関する要件 a)テスト要件 表32 テスト一覧	No.4 受入テスト 実施場所 「東京都内を予定」	質問	受入テストでは、拠点用地図データ配信サーバ及び緊急時モニタリング業務実施端末のテストのために、全国23拠点(OFC兼ERC)現地もテストの実施場所に含まれるのではないのでしょうか？ (調達仕様書 P.8 (オ)受入テスト支援 では、現地拠点(ORC及び各OFC)も受入テストの場所と明記されています)	要件の明確化のため(実施場所により金額に違いが出るため)	No36の回答のとおり、全国各拠点での受入テストの立会いは要求しません。
39	要件定義書(案)	46	第3-13 移行に関する要件 a)システム移行手順	表33 No.4国保有線量計 データ集約サーバからの データ受信	質問	国保有線量計データ集約サーバが完成し、本システムとシステム連携試験が開始できるのはいつ頃になりますか？	要件の明確化(システム連携テストのスケジュール及びコストの明確化)	2020年6月頃を想定しています。
40	要件定義書(案)	49	第3-16 運用に関する要件 c)問合せ対応	・内閣府が企画・主導し原子力規制庁が参加する総合防災訓練について、計5日間の訓練実施中の立ち合いを実施し、都度、規制庁または利用ユーザからの操作方法等に対する問い合わせに対応すること。 立ち会う拠点はERC及び訓練実施対象のOFCの計2拠点とし、立会時間は9時から17時とする。	質問	総合防災訓練(計5日間)の立会作業の中で、放射線モニタリングデータの模擬データ(訓練用データ)の作成作業も含まれますか？ また、総合防災訓練の立会は2020年度～2023年度の4年度分でよいですか？	要件の明確化のため	模擬データ作成は含まれません。立ち合いは2021年度～2023年度の3年分で想定ください。

No.	対象資料	対象頁	タイトル等	記載内容	種類	質問・意見	理由	回答
41	要件定義書(案)	50	第3-16 運用に関する要件 c)問合せ対応	・問い合わせの受付方法は、電話、電子メールおよびFAXとする。	意見	セキュリティの観点、誤送信防止の観点から、FAXを除外することをご提案します。	セキュリティリスクを軽減するため	利用可能な手段としてはFAXがあります。但し現実的には電話または電子メールが基本と想定ください。
42	要件定義書(案)	51	第3-16 運用に関する要件 c)問合せ対応 表36 問合せ受付後の対応時間 No.2 障害発生	No.2障害発生(ハードウェアまたはミドルウェアに起因するものと判明した場合) 対応時間: 24時間365日 (但し各拠点に設置する拠点用地図データ配信サーバについては、平日9:00から17:00)	意見	ミドルウェアの24時間サポートは費用に見合う効果が得られないため、対応時間は平日9:00から17:00までとすることをご提案します。	コスト削減になるため	削減効果をふまえて検討いたします。
43	要件定義書(案)	54	第3-17 保守に関する要件 b)アプリケーションプログラムの保守要件	・背景地図については、随時または定期的なアップデートを実施すること。	意見	適切な費用見積のため、背景地図の更新回数を限定していただきたい。地図提供元で地図データ更新があった場合は年に1回実施する、など。	要件の明確化のため(全国24カ所に配備する拠点用地図データ配信サーバがあり、更新回数により費用に違いがでるため)	年1回とご想定ください。なお、更新作業については各拠点でのオンサイト対応、または回線を敷設しての遠隔実施の2案が考えられますが、低コストとなる手法を提案者にて選択することとします。(具体要件は要件定義書に追記いたします。)
44	要件定義書(案)	57	第4-1 成果物の取扱いに関する事項 b)瑕疵担保責任	・本システム設計開発者は、本システム開発の検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。	質問	検収日とは、本システムのサービスインが始まる前日2020/9月末日ですか？	契約条件の明確化のため	そのとおりです。
45	要件定義書(案)	11	第2-5 情報・データに関する要件 (7)背景地図画像	・背景地図種類として「標準地図(日本語表記)」「標準地図(英語表記)」「航空写真地図」の3種類を用意すること。	質問	「標準地図(英語表記)」は、日本語と英語の併記表記でも良いでしょうか？	要件を明確化したいため。	専門向けの画面の地図は日本語のみとします。公開向けについては、併記でも構いませんが、「English」等のボタン押下で切り替えた場合に、併記の地図が表示されるという理解です。
46	要件定義書(案)	23	第3-7 上位互換性に関する要件	IPv6化等、ネットワーク仕様等の更改にも対応できるようにシステムを構築すること。	意見	IPv6の記述がありますが、弊社クラウドサービスはロードバランサのみIPv6の設定が可能です。サーバ自体は未対応です。要件の緩和及び削除をお願い致します。	要件を緩和することで、サービス選定の幅を広げるため。	IPv6については、検討外としますので、削除いたします。

No.	対象資料	対象頁	タイトル等	記載内容	種類	質問・意見	理由	回答
47	要件定義書(案)	35	第3-11 情報システム稼働環境に関する要件 d) ネットワーク構成 イ) ネットワーク要件	-	質問	No.1、3のラミセスVPN(バックアップ回線含む)、No.2、4の全国モニタリングポストNW(バックアップ回線含む)に関しては、第1回目の質問回答にて、「修正版別紙6-1 外部インターフェース一覧.pdf」に回線情報を追記顶きましたが、No.9の総合原子力防災NW(本システム接続用)の回線情報は記載がありませんでしたので、ご教示をお願い致します。 また、上記各回線に関して、お客様番号(Nからはじまる10ケタの数字)をお知らせ下さい。	回線費用の見積りのため。	お客様番号等の固有情報は、受注後(契約後)に提供いたします。 No9の回線情報は、入札公示時に付記される予定です。
48	要件定義書(案)	42	第3-11 情報システム稼働環境に関する要件 f) 施設・設備要件 (ア) 立地に係る要件 (イ) 施設・設備に係る要件	-	意見	発災時における本システムと格納されるデータの重要性から、何か不測の事態が発生した際に、所有権の有無や紛争時に海外との協議が必要となるサービスは極力利用を避けた方が良いと考えました。よって、以下の条件を追加することをご提案します。 ① 情報資産の所有権・利用権が、クラウドサービス事業者に移管されることはないこと。 ② クラウドサービスにおける契約の解釈が、日本法に基づくものであること。 ③ クラウドサービスにおける紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。 ④ クラウドサービス事業者の本拠地は日本国内であること。	海外リスク軽減のため。	ご提案の要件追加は、選択サービスの幅を限定するものでありますが、効果(海外リスク軽減)の意義・有意性を踏まえて検討いたします。
49	要件定義書(案)	33	第3-11 情報システム稼働環境に関する要件 (b) ハードウェア構成 (ウ) ハードウェア要件	ハードウェア環境についてクラウドサービス利用型の採用を基本とし、本仕様書の各要件を満たすこと。	意見	ハードウェア環境についてクラウドサービス利用型の採用を基本とありますが、データセンターに本システム専用のシステムを構築すれば要件を満たせます。データセンターでのハウジングの提案も許容されることをご提案します。	要件を緩和することで、機器・サービス選定の幅を広げるため。	要件のすべてをクラウド利用型で構築する必要はないものの、基本的なプラットフォームはクラウド型を基本としてご検討ください。
50	要件定義書(案)	40	第3-11 情報システム稼働環境に関する要件 (d) ネットワーク構成 (エ) リモートアクセス環境要件	リモートアクセスの接続口として、SSL-VPN接続構成を構築すること。	意見	SSL-VPNに限定せず、IPsec-VPNでの提案も許容されることをご提案します。	要件を緩和することで、機器・サービス選定の幅を広げるため。	IP-sec-VPNでの提案も含めることを検討します。

No.	対象資料	対象頁	タイトル等	記載内容	種類	質問・意見	理由	回答
51	要件定義書(案)	40	第3-11 情報システム稼働環境に関する要件 (d)ネットワーク構成 (エ)リモートアクセス環境要件	日本国外のIPアドレスからの接続を拒否する設定を施すこと。	意見	想定するクラウドサービスに本機能が実装されていません。仕様から削除いただけないでしょうか。	要件を緩和することで、機器・サービス選定の幅を広げるため。	必要十分な要件として適切かどうかについては検討しますが、基本的には実現するための具体サービス・設計実装をご提案ください。
52	要件定義書(案)	39	第3-11 情報システム稼働環境に関する要件 (d)ネットワーク構成 (ウ)CDNサービス要件	本システムにて調達するCDNサービスに求める要件を以下に示す。	意見	本システムの信頼性向上のため、CDNサービスに以下の要件を追加することをご提案します。 ①キャッシュコンテンツを約150ミリ秒で消去できること。 ②アクセスログをリアルタイムに収集できること。 ③クラウド環境とエッジサーバーがPeer接続されていること。	システムの信頼性向上のため。	ご提案の要件追加は、選択サービスの幅を限定するものでありますが、効果(CDNサービス信頼性向上)の意義・有意性を踏まえて検討いたします。
53	要件定義書(案)	30	第3-10 情報セキュリティに関する要件 10)その他 DNS保護	DNSのキャッシュサーバにおいて、名前解決の要求への適切な応答をするための措置を講ずること。	質問	本システムのドメイン名は、規制庁様のサブドメインになると想定しておりますが、その認識で正しいでしょうか。その場合、規制庁様のDNSサーバへの情報登録が必要ですが、その登録作業は本調達の範囲外との認識でよろしいでしょうか。	要件の明確化のため。	ご認識のとおりです。
54	要件定義書(案)	42	第3-11 情報システム稼働環境に関する要件 f)施設・設備要件 (イ)施設・設備に係る要件	各拠点(ERC及びOFC)に設置する拠点用地図データ配信サーバについては、各拠点に設営済みのサーバラック及び電源を利用することとし、具体的な必要ユニット数、搭載位置、及び電力量については原子力規制庁と協議し決定すること。	質問	各拠点に設置する拠点用地図データ配信サーバを搭載するラックや電源の場所等、具体的な情報は規制庁様から指示をいただけたとの認識でよろしいでしょうか？	要件の明確化のため。	そのとおりです。
55	調達仕様書(案)	27	第7-3 瑕疵担保責任	・前項の瑕疵担保期間経過後であっても、成果物等の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本業務について検収が行われた日を起算日として10年間は其の責任を負うものとする。	意見	故意又は重大な過失に基づく瑕疵については、10年ではなく、契約履行期間(2024年3月末)までを責任期間とさせていただきます。	責任期間の確認のため。	故意または重過失に伴う瑕疵担保期間について、短縮することも含めて検討します。